

第6期 滝川市障がい福祉計画（案） 概要版

I 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定した「滝川市障がい者計画（平成30～34年度）」の基本理念である「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生する社会の実現」を目指し、障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく障がい福祉サービス等や障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他の業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

2. 計画の期間

本計画では、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、障がい者個々の支援体制の充実・強化が図られるよう、また、相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会の実現を目指します。

	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
滝川市障がい者計画										
第6期滝川市障がい福祉計画 第2期滝川市障がい児福祉計画						←→				

3. 本計画における市の取り組み

■国の基本指針の主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
- ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 発達障がい者等支援の一層の充実
- ・ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障がい者の社会参加を支える取り組み
- ・ 障がい福祉サービス等の質の向上
- ・ 障がい福祉人材の確保



■地域における生活の維持及び継続の推進（地域生活支援拠点等の整備）

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域における生活の維持及び継続を支えるために地域生活支援拠点等としての機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の検討を関係機関と協議しながら進めます。

■「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

あらゆる関係者が横断的に福祉を担う「地域共生社会」に向けた施策の一環として、65 歳以上になっても使い慣れた障がい福祉サービス事業所を利用しやすくするために、介護保険事業所など関係機関と連携を図り、共生型サービスに対応可能な体制の構築を目指します。

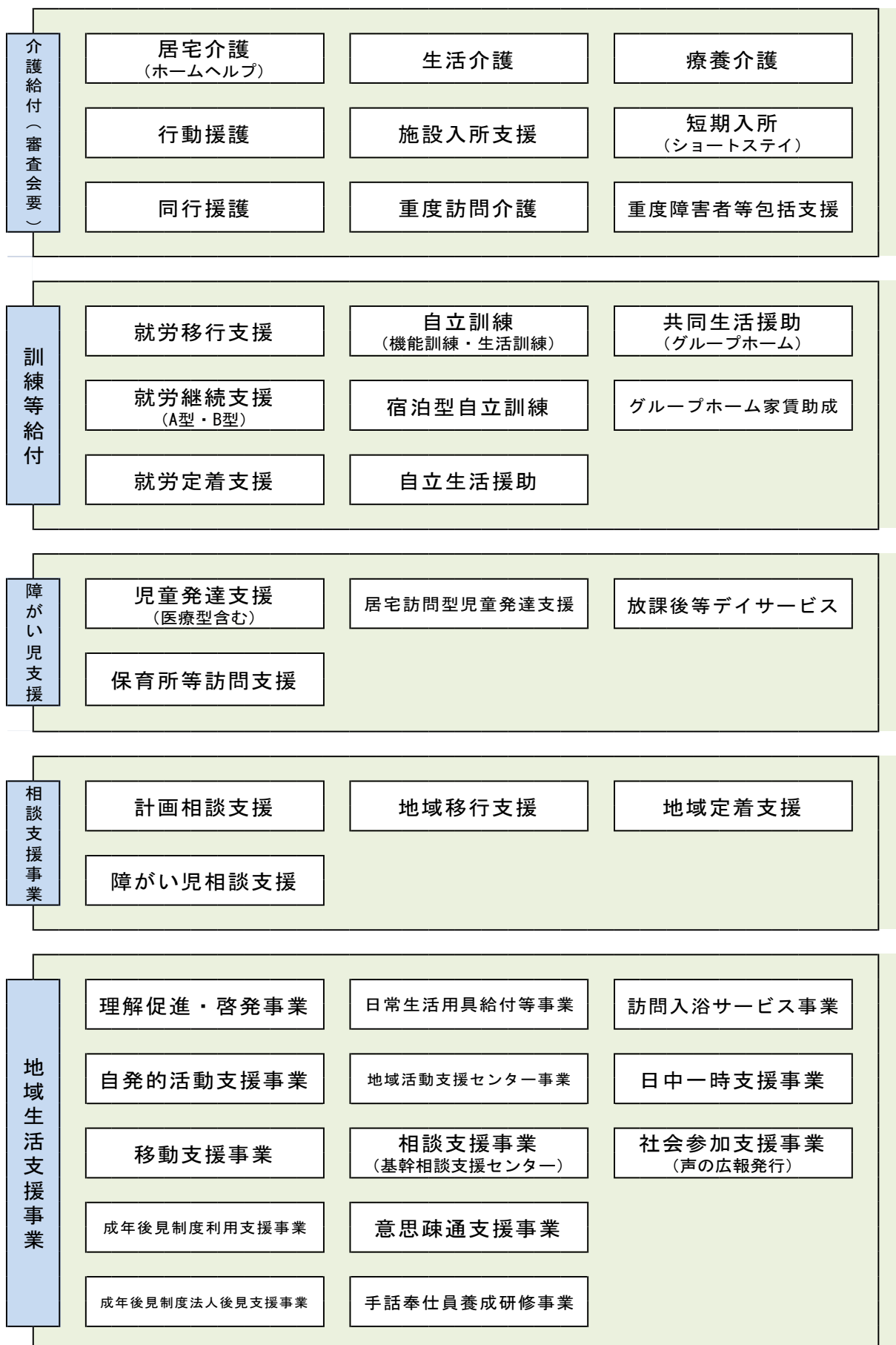
■障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

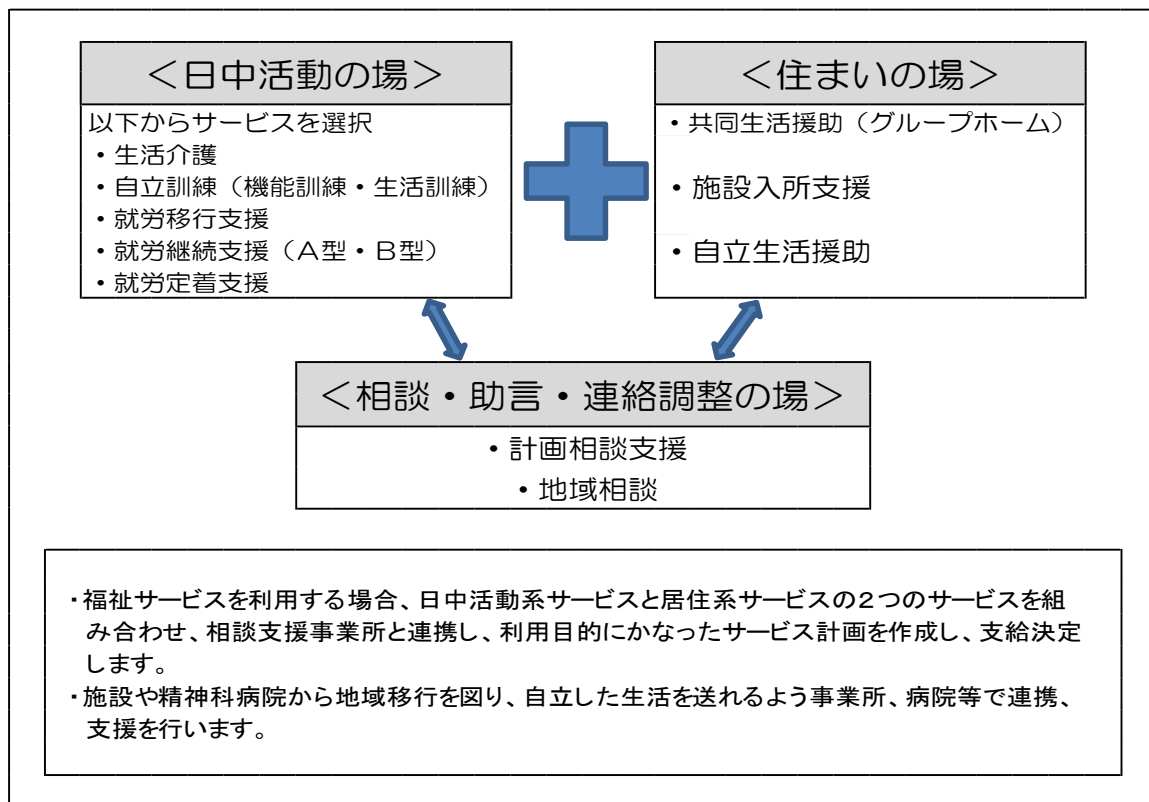
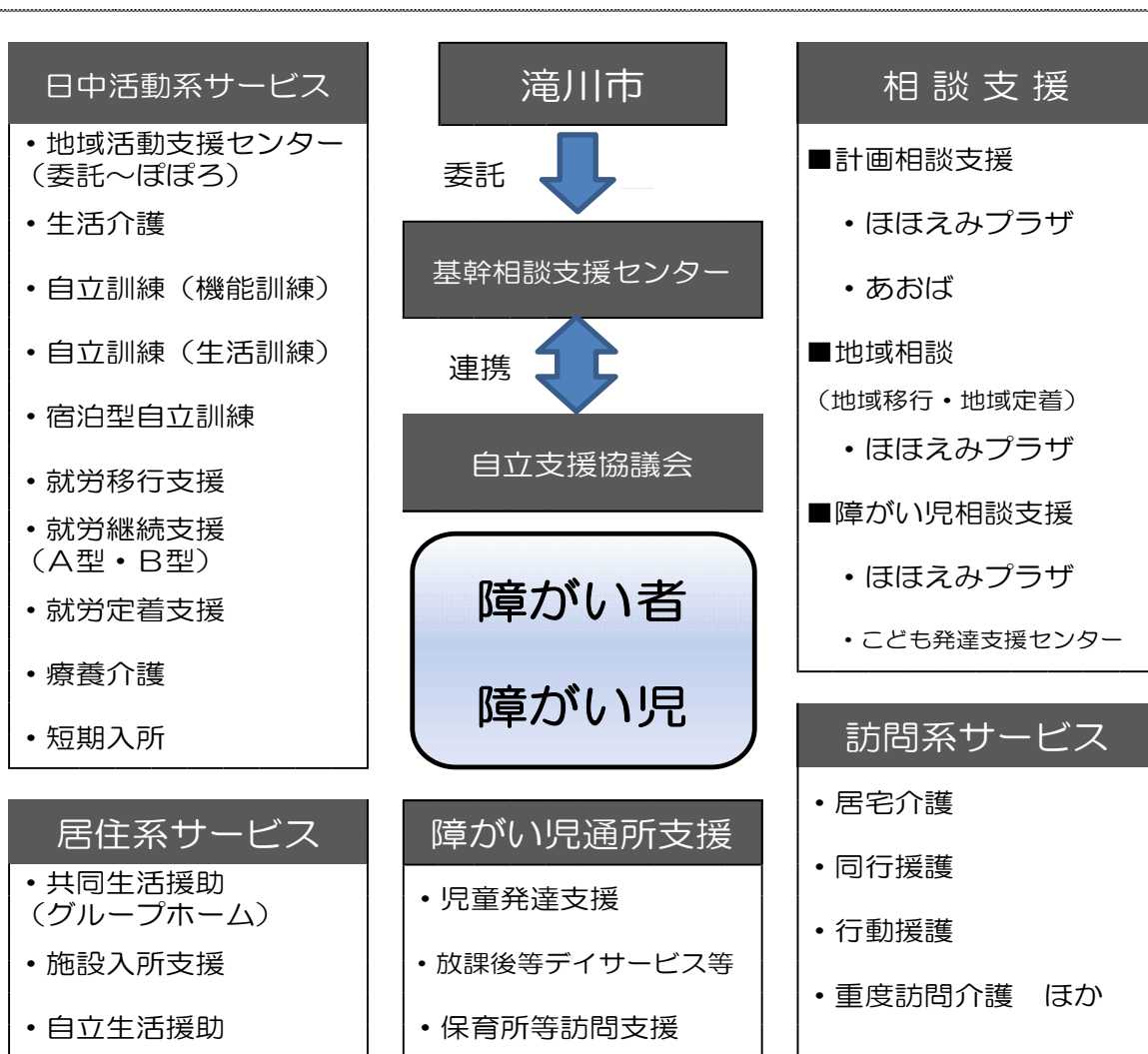
滝川地域子ども発達支援推進協議会が医療的ケア児支援の協議の場としての役割を果たしており、今後も同協議会と連携し、必要に応じた支援を検討するとともに、地域の支援体制の整備について協議を進めます。

■障がい福祉サービス等の質の向上

各種障がい福祉サービスを提供する事業所においては、それぞれ職員研修の受講等によりサービスの質を高め、利用者ニーズに応えるべく取り組んできていますが、事業所間の連携を強めるため自立支援協議会と連携して研修を実施する等更なる障がい福祉サービス等の質の向上を目指します。

★障がい福祉サービス等に係る体系





Ⅱ 滝川市の現況（令和2年3月末現在）

1. 滝川市における障がい者数

（単位：人）

区 分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
18歳以上	1,913	309	248
18歳未満	25	74	—
合 計	1,938	383	248

2. 身体障がい者 障がい別・等級別人数

（1）18歳以上

（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	41	36	9	6	14	7	113
聴覚・平衡	1	32	13	75	0	38	159
言語・音声	0	2	4	13	0	0	19
肢体	182	211	200	331	147	61	1,132
内部	336	10	55	89	0	0	490
合 計	560	291	281	514	161	106	1,913

（2）18歳未満

（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
視覚	2	0	0	0	0	0	2
聴覚・平衡	0	1	0	1	0	1	3
言語・音声	0	0	0	0	0	0	0
肢体	2	3	4	3	0	1	13
内部	5	1	1	0	0	0	7
合 計	9	5	5	4	0	2	25

3. 療育手帳 等級別人数

(単位：人)

区 分	A判定 (最重度・重度)	B判定 (中度・軽度)	合 計
療育手帳所持者数 (18歳以上)	113	196	309
療育手帳所持者数 (18歳未満)	16	58	74
合 計	129	254	383

4. 精神保健福祉手帳 等級別人数

(単位：人)

区 分	1 級	2 級	3 級	合 計
精神保健福祉手帳	25	133	90	248

5. 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

(単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全 体	703	719	663

6. 障害支援区分認定の状況

(単位：件)

障害支援区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区分 1	2	2	3
区分 2	7	16	18
区分 3	19	22	21
区分 4	14	13	23
区分 5	16	22	10
区分 6	21	21	16
合 計	79	96	91

*介護給付費の支給者のみ。訓練等給付費（就労移行支援、就労継続支援など）の支給者は、含まれていません。

Ⅲ サービスの見込量

サービス体系		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人	時間・日	人	時間・日	人	時間・日
訪問サービス系	居宅介護	26	343	26	343	26	343
	同行援護	6	40	6	40	6	40
	行動援護	3	50	3	50	3	50
日中活動系サービス	生活介護	120	2,426	124	2,480	126	2,520
	療養介護	11	—	11	—	11	—
	自立訓練（生活訓練）	14	203	14	213	14	223
	宿泊型自立訓練	3	—	3	—	3	—
	就労移行支援	9	165	9	165	9	165
	就労定着支援	3	—	3	—	3	—
	就労継続支援（A型）	34	624	34	655	35	687
	就労継続支援（B型）	174	3,003	182	3,153	191	3,310
	短期入所	13	99	14	103	15	108
居住サービス系	施設入所支援	72	—	72	—	72	—
	グループホーム	117	—	120	—	123	—
	自立生活援助	1	—	1	—	1	—
障害児通所支援	児童発達支援	64	147	64	147	64	147
	居宅訪問型児童発達支援	—	—	—	—	—	—
	放課後等デイサービス	67	666	70	699	73	734
	保育所等訪問支援	1	1	1	1	1	1
計画相談支援 ・地域相談支援 ・障がい児相談支援	計画相談支援	68	—	71	—	74	—
	地域相談支援	2	—	2	—	2	—
	地域移行支援	1	—	1	—	1	—
	地域定着支援	1	—	1	—	1	—
	障がい児相談支援	33	—	34	—	35	—

◇理解促進研修啓発事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施見込み	実施	実施	実施

◇自発的活動支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施見込み	未実施	未実施	実施

◇成年後見制度法人後見支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施見込み	実施	実施	実施

◇相談支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター	1か所	1か所	1か所
相談支援機能強化事業	1か所	1か所	1か所

◇成年後見制度利用支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	2人	2人	2人

◇意思疎通支援事業（手話奉仕員派遣）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	3人	3人	3人

◇日常生活用具給付事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	5件	5件	5件
自立生活支援用具	18件	18件	18件
在宅療養等支援用具	3件	3件	3件
情報・意思疎通支援用具	12件	12件	12件
排泄管理支援用具	1,240件	1,240件	1,240件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1件	1件	1件

◇手話奉仕員養成研修事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	11人	11人	11人

◇移動支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	15人	15人	15人
利用見込時間数	555時間	555時間	555時間

◇地域活動支援センター事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数	1か所	1か所	1か所
利用見込者数	25人	25人	25人

◇訪問入浴サービス事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	2人	2人	2人

◇日中一時支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用見込者数	15人	15人	15人

◇社会参加促進事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
声の広報発行事業	10人	10人	10人